

(別添3)

令和6年度十和田八幡平国立公園（休屋・休平地区）マスタープラン策定業務に関する
企画書等審査基準及び採点表

企画書 作成項目	審査項目	審査基準	配点		採点
				小計	
業務に対する 理解度 (様式A)	休屋・休平地区におけるマスター プラン策定に必要な基本的考え 方及び条件	本地区における自然・観光・暮らしなどの特性に係る 知見を有し、民間事業者の提案及び地域関係者との丁 寧な対話に基づくマスタープラン策定の意義について 理解度が高いかどうか評価する。	5		
実施方法等の 提案 (様式B)	十和田湖地域の本質的な魅力・価 値とその体験方法等の明確化	本地区の地域資源に関する知見を有し、他地域と差別 化できる本地区「ならでは」の本質的な魅力・価値と その体験方法等を明確化するために適切な考え方・手 法・留意点が具体的に示されているか評価する。	10	55	
	休屋・休平地区において導入すべ き事業等の検討	特に本地区における望ましい事業者のあり方、今後の 土地利用計画（ゾーニング）及び国立公園の管理（規 制）のあり方について精査・検討を深めるための適切 な考え方・手法・留意点が具体的に示されているか評 価する。	15		
	基本構想及びマスタープランの 推進枠組みの検討	本地区の特性を踏まえ、基本構想及びマスタープラン の内容を推進可能な体制の構築（人材・財源の確保等 の考え方を含む）について、検討を深めるための適切 な考え方・手法・留意点が具体的に示されているか評 価する。	15		
	マスタープラン検討・策定	上記の検討内容を踏まえ、本地区において将来目指す べき姿として、ハード・ソフト両面の基本計画である マスタープランを適切に検討・策定するための考え方 ・手法・留意点が具体的に示されているか評価する。	15		
業務実施フロー (様式C)	業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるかどうかについて評価す る。	5		
管理技術者 (様式D-1)	技術力 専任性	専門技術者の経験等	予定配置技術者について、業務経験の内容等を評価す る。	5	
業務従事者 (様式D-2)	配置、役割分担等	業務の実施に必要な人員体制が整っているかを評価す る。	5		
業務実績 (様式E)	過去5年間に従事した類似業務 の実績	業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。国立公 園又は国有地を含む地域での対話型の地域づくり計画 (これに類する構想・計画等を含む)の策定業務実績 1件につき2点、5件以上を10点とする。	10		
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)	提案内容に対する価格の妥当性及び積算内訳の妥当性		5		

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況（様式F）	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。	5		
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (様式G)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が1人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定） ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ・トライくるみん認定 2点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定） ○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点	5		
合計			100	

- 注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合
・秀	5点	} ×2	×3
・優	4点		
・良	3点		
・準良	2点		
・可	1点		
・不可	0点		